

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十三年八月二十七日  
第九百三十八號

金曜日

### 鳥取縣告示第三百九十五號

鳥取縣地方労働委員会は七月十六日附を以つて労働關係調整法第十條の規定による斡旋員候補者を左の通り委嘱

氏名 生年月日 住所

鈴木 義一 大正 六、一、二〇 氣高郡湖山村

山崎 久雄 明治三九、九 一 岩美郡米里村字中大路中國配電鳥取支店事務員

淺沼 喜美 同 三九、一、二九 鳥取市川下町

入澤 武右工門 大正 二、一、一二 東伯郡西郷村

織田 正三 同 三、二、八 米子市東倉吉町七〇

池澤 常一 同 二、六、二九 氣高郡寶木村

寺田 猛男 明治四五、一、二 鳥取市支好町

生田 虎藏 同 三六、七、二五 東伯郡上北條村

した。昭和二十一年十一月二十九日鳥取縣告示第四百九十三号は之を廢止する。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

職 業 経 歴

会社員 労働委員

日本海文海協會主事会社員 労働委員

振興工業伯耆工場社員 弁護士

山日編集局次長兼報道部長

鳥取郵便局庶務課主事

現労働委員

興亞工業(株)工員 鳥取家具工業組合勤務

振興工業(株)伯耆工場 現労働委員  
大阪市延原製作所勤務

|                  |           |                  |   |
|------------------|-----------|------------------|---|
| 松田 勝三 同 四〇、三、一九  | 米子市加茂町一丁目 | 米子市役所主事          | 現労働委員   |
| 高橋要三郎 同 二八、一一、七  | 同市久米町     | 日曹米子製鋼統計及原價計算員   | 上海安部洋川勤務、製材木工加工業経営、産業組合、伯耆農業倉庫勤務、現労働委員                              |
| 足立 益二 同 三九、一、一八  | 鳥取市東品治町   | 鳥取縣貨物自動車(株)社長    | 鳥取自動車運輸有限公司社長、鳥取縣貨物自動車運輸事業組合理事、現労働委員                                |
| 山根 源平 同 二七、四、一五  | 鳥取市西町     | 鳥取郵便局長           | 現労働委員   |
| 山掛 儀保 同 二五、三、五   | 東伯郡倉吉町    | 倉吉織維工業所長         | 同   |
| 加藤 章 同 三五、一一、二七  | 米子市明治町    | 米子自動車工業有限公司取締役社長 | 米子合同運送(株)常任監査役、同商工會議所議員、有限会社米子自動車商會取締役、鳥取縣商工經濟會許議員、貨物(株)專務取締役、現労働委員 |
| 関根 松夫 同 四一、一、二一  | 同市錦町一丁目   | 巴工業(株)取締役        | 貿易商市川商會代表者、三昌産業(株)取締役、米子商工會議所理事、現労働委員                               |
| 大嶋 廣正 同 二九、四、二一  | 東伯郡上北條村   | 東伯郡上北條村々長        | 産業中央會廣島縣支會主事、鳥取縣農業會技師、同參事、同総務部長、同事業部長、現労働委員                         |
| 青戸 辰午 同 三〇、六、三〇  | 米子市加茂町    | 弁護士              | 現労働委員   |
| 徳永 長 同 三三、一一、二四  | 八頭郡用夕瀬町   | 鳥取一高長            | 現労働委員   |
| 君野 順三 同 一六、一〇、一三 | 鳥取市西町     | 弁護士              | 現労働委員   |

|                  |           |            |                       |
|------------------|-----------|------------|-----------------------|
| 足鹿 覺 同 三七、一一、二八  | 米子市灘町三丁目  | 米子市農地委員会々長 | 市會議員、縣會議員、農業会々長、現労働委員 |
| 鷲見 安壽 同 二八、六、一五  | 東伯郡倉吉町    | 自動車卸商      | 倉吉商工會議所理事長            |
| 牧田 利雄 同 四五、七、八   | 岡駄経寺      | 倉吉方政事務所長   |                       |
| 大橋 秋次 同 四〇、一、一三  | 米子市道笑町三丁目 | 米子監理部機関士   |                       |
| 門澤喜四郎 同 三四、八、五   | 米子市西町一〇〇  | 米子造船専務     |                       |
| 山崎 季治 同 三七、一二、一七 | 鳥取市西町     | 地方委事務局長    | 廣島高等檢察庁檢事             |
| 谷口惠五郎 同 二五、八、二五  | 鳥取市大覺寺三三  | 同幹事        | 小学校長                  |
| 小田 繁 同 三八、六、一一   | 氣高郡湖山村    | 同          | 日ノ丸自動車囑託              |

◇鳥取縣告示第三百九十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ  
うに仮設建築物建築の件を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

|            |              |
|------------|--------------|
| 鳥取縣知事      | 西 尾 愛 治      |
| 一 建築主の住所氏名 | 米子市靴町三丁目一一番地 |
| 一 建築物の位置   | 米子市久米町三番地    |
| 一 同 用途     | 住宅           |

|  |  |
|--|--|
| 一 許可條件                                     |  |
| 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。                 |  |
| 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。 |  |
| 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に                   |  |

届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の  
 條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め  
 る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第三百九十七號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ  
 うに仮設建築物建築の件を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 鳥取市吉方四区植垣ちか方  
竹 田 操
- 一 建築物の位置 鳥取市吉方四三〇番地
- 一 同 用途 店舗
- 一 同 構造 木造 杉皮葺 平家建
- 一 同 規模 建築面積 八、九六平方米  
突出する部分六、八六同
- 一 許可条件

一 この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす  
 る。

一 前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内  
 に無償にて、この建築物を除却すること。

一 この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
 届出ること。

一 知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の  
 條項を増減若しくは変更することがある。

一 この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め  
 る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第三百九十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定に依り次の様  
 に仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 建築主の住所氏名 米子市中町二十一番地  
米子市長 野 坂 寛 治
- 一 建築物の位置 同市角盤町二丁目五十一番地

- 一 同 用途 学校々舎及倉庫
- 一 同 構造 木造 平家建 瓦 トタン葺 四棟
- 一 同 規模 建築面積 四九九、三八平方米  
突出せる部分四六六、三五五同
- 一 許可条件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす  
ること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内  
に無償にて、この建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の  
條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め  
る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第三百九十九號

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定に

より八頭郡西郷村長並に同村々会議員の候補者につき覺  
 書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき  
 期日を次のように指定する

昭和二十三年八月二十七日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百號

一、昭和二十三年八月二十八日より  
九月一日まで

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内  
に無償にて、この建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の  
條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め  
る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第四百一號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

大正十四年八月三十一日生

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内  
に無償にて、この建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の  
條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め  
る事項を守る義務を負うこと。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市立川町四丁目一六番地

前住所及び開業地 同北本寺町三番地

現住所及び開業地 同立川町五丁目一七五番地

昭和二十三年七月二十五日住所及び開業地変更

により助産婦名簿訂正方願出たので同年八月十

七日訂正

増 田 清 子

大正十年八月二十八日生

◇鳥取縣告示第四百二號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一番地

前住所及び開業地 西伯郡淀江町長町

現住所及び開業地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一番地

昭和二十三年八月二十日住所及び開業地変更

より助産婦名簿訂正方願出たので同年八月二十  
四日訂正

山 本 と し 子

大正十五年十二月十五日生

本籍地 東伯郡北谷村大字河内四五二番地

前住所及び開業地 同右

現住所及び開業地 同郡山守村大字今西一〇番地

昭和二十三年八月十六日住所及び開業地変更

により助産婦名簿訂正方願出たので同年八月二十

四日訂正

牧 久 惠

大正八年四月二十日生

◇鳥取縣告示第四百三號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における石油配給  
公園又は石油販売業者が石油を販売する場合の加算額を  
次のように指定し昭和二十二年十月鳥取縣告示第四百七  
十八号(石油販売業者が石油を販売する場合の加算額指  
定の件)はこれを廃止する

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年六月二十三日附物價庁告示第三百三十六号

中第二項(イ)により石油の統制額に加算することができる

額

一、石油配給公園又は石油販売業者が持届販売する場合

(イ) 陸上八杆以内の需要者に持届の場合

種 別 單位 加算額

ドラム罐(一八〇立なし)一本 一五〇圓〇〇以内

一八立罐 一個 一五、〇〇以内

半個体機械油中味 一疋 一、〇〇以内

撤 一八立につき 一〇、〇〇以内

但し八杆以上は二杆(二杆に満たない端数は二杆に  
切上げる)をこえる毎に一〇立又は一〇疋につき更

に金貳円五拾銭を加算することができる

(ロ) 石油配給公園又は石油販売業者所在地港内海上船

船に対し配給船により配給する場合

(海上八杆以内の需要者に持届の場合)

種 別 單位 加算額

ドラム罐(一八〇立なし)一本 一七五圓〇〇以内

一八立罐 一個 一七、五〇以内

半個体機械油中味 一疋 一、二〇以内

撤 一八立につき 一七、五〇以内

但し八杆以上は四杆(四杆に満たない端数は四杆に  
切上げる)をこえる毎に一〇立又は一〇疋につき更

に金參円を加算することができる。

二、特殊荷渡設備によつて販売する場合

但し需要者の便宜のため特に設けたものに限る海上船  
船に対し陸上給油設備より配給する場合

種 別 單位 加算額

撤 一八立につき 八、七五以内

◇鳥取縣告示第四百四號

東伯、氣高地方事務所管内において縣稅検査並びに縣  
稅滯納者財産差押証票を次のように交付並びに返納した

昭和二十三年八月二十七日

00800

| 区分   | 番号  | 交付年月日      | 返納年月日 | 所屬庁名 | 職名   | 氏名       |
|------|-----|------------|-------|------|------|----------|
| 縣稅檢査 | 七〇  | 昭和二十三年八月一日 | 交付事務所 | 鳥取縣  | 事務吏員 | 沖江亀治     |
| 同    | 七一  | 同          | 同     | 同    | 同    | 米原幸正     |
| 同    | 二五  | 同          | 同     | 同    | 同    | 細田正一     |
| 同    | 同   | 同          | 同     | 同    | 同    | 中島榮      |
| 縣稅檢査 | 七〇  | 同日         | 同     | 東伯郡  | 同    | 沖江亀治     |
| 同    | 七一  | 同          | 同     | 同    | 同    | 米原幸正     |
| 同    | 二二  | 同          | 同     | 同    | 同    | 細田正一     |
| 同    | 同   | 同          | 同     | 同    | 同    | 中島榮      |
| 縣稅檢査 | 一五七 | 同          | 同     | 東伯郡  | 書記   | 平信勤      |
| 同    | 一四一 | 同          | 同     | 同    | 同    | 石田満      |
| 同    | 一五八 | 同          | 同     | 同    | 同    | 東原憲孝     |
| 同    | 一五九 | 同          | 同     | 同    | 同    | 戸杉洋子     |
| 同    | 一一三 | 同          | 同     | 同    | 同    | 書記補 牧野寛泰 |
| 同    | 一六〇 | 同          | 同     | 同    | 同    | 書記 堀 靜雄  |

◇鳥取縣告示第四百五號  
圖書館令により左記公立圖書館を設置し開館の件認可す  
昭和二十三年八月二十七日  
鳥取縣知事 西尾愛治

一、名称 鳥取縣東伯郡上中山村立圖書館  
一、位置 同東嶺上中山村小学校内

◇鳥取縣告示第四百六號  
東伯郡に左の通り法定家畜傳染病が発生した  
昭和二十三年八月二十七日  
鳥取縣知事 西尾愛治

病名 頭数 畜類 発病月日 決定月日 発生地  
炭疽 一 馬 八月七日 八月十一日 東伯郡成美村  
畜牧場

◇鳥取縣告示第四百七號  
飼料配給規則第十七條による指定飼料生産業者は左の通りとする。  
昭和二十三年八月二十七日  
鳥取縣知事 西尾愛治

00801

| 認可月日    | 登録番号   | 住 所              | 商 号             | 氏 名 |
|---------|--------|------------------|-----------------|-----|
| 昭二三、六、四 | 鳥取四一八一 | 米子市角盤町三ノ三〇       | 松本搾油工場          |     |
| 同       | 同 四一八二 | 西伯郡農村大字蚊屋二九二     | 昭和物産株式会社        |     |
| 二三、七、一五 | 四二五九   | 日野郡江尾町大字江尾二〇〇一   | 江尾製油所           |     |
| 二三、六、一五 | 五四     | 西伯郡農村上蚊屋四八       | 日本通運飼料工場伯耆大山作業場 |     |
| 同       | 五五     | 東伯郡小鴨村大字岡田二一ノ一   | 鳥取縣農業會農産化工倉吉工場  |     |
| 同       | 五六     | 鳥取市行徳一一          | 君司興産株式会社        |     |
| 同       | 五七     | 八頭郡若櫻町大石一二八〇     | 若櫻食粉製造所         |     |
| 同       | 五八     | 西伯郡大篠津村一六一六      | 新興飼料大篠津工場       |     |
| 同       | 五九     | 米子市角盤町四ノ六〇       | 笠井葛工業所          |     |
| 二三、八、一四 | 二九〇    | 西伯郡御來屋町一五六       | 明治農産工業株式会社      |     |
| 同       | 二九一    | 東伯郡赤碓町大字赤碓柏谷一八四〇 | 鳥取縣開拓自農會赤碓農産工業所 |     |

◇鳥取縣告示第四百八號  
指定飼料生産業者公示に関する件  
飼料配給規則第十條による指定飼料生産業者として登録した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

00802

| 登録年月日       | 登録番号 | 営業の種類       | 営業品目            | 営業所所在地    | 商号及氏名        |
|-------------|------|-------------|-----------------|-----------|--------------|
| 昭和二十三年六月三十日 | 鳥取縣一 | 指定飼料<br>生産業 | 麩               | 鳥取市川端四丁目  | 米村平四郎        |
| 同           | 2    | 同           | 麩、米糠            | 同吉方       | 中島利春         |
| 同           | 3    | 同           | 麩、米糠<br>麥、マイロ糠  | 同東品治町一九一  | 中島長太郎        |
| 同           | 4    | 同           | 同               | 同吉方       | 鳥取糧産株式会社鳥取工場 |
| 同           | 5    | 同           | 同               | 岩美郡浦富町    | 吉岡重夫         |
| 同           | 6    | 同           | 同               | 八頭郡丹比村富枝  | 矢部 衛         |
| 同           | 7    | 同           | 同               | 同河原町渡木    | 福田喜代治        |
| 同           | 8    | 同           | 同               | 同用瀬町      | 笹川道人         |
| 同           | 9    | 同           | 同               | 同氣高郡大和村長谷 | 建部正一         |
| 同           | 10   | 同           | 麥糠、米糠<br>マイロ糠   | 同湖山村一一四四  | 森 繁治         |
| 同           | 11   | 同           | 同               | 東伯郡八橋町八橋  | 浪花長清         |
| 同           | 12   | 同           | 同               | 同八橋町四三九   | 大田 豊         |
| 同           | 13   | 同           | 麥糠、米糠<br>マイロ糠   | 同上井町三二八   | 井戸恒保三        |
| 同           | 14   | 同           | 同               | 同八橋町      | 中本亀太郎        |
| 同           | 15   | 同           | 麥糠、麥<br>米糠、マイロ糠 | 同上井町      | 朝倉米太郎        |

00803

|   |    |   |                 |            |               |
|---|----|---|-----------------|------------|---------------|
| 同 | 16 | 同 | 同               | 同由良町       | 三木太郎          |
| 同 | 17 | 同 | 麥糠、米糠<br>マイロ糠   | 同浦安町       | 谷口滋雄          |
| 同 | 18 | 同 | 麥糠、米糠<br>麥、マイロ糠 | 同八橋町       | 鳥取糧産株式会社八橋工場  |
| 同 | 19 | 同 | 同               | 西伯郡外江町二七六七 | 古徳若松          |
| 同 | 20 | 同 | 同               | 同境町榮町      | 柏木整一郎         |
| 同 | 21 | 同 | 同               | 同崎津村葭津     | 山口正人          |
| 同 | 22 | 同 | 同               | 同御來屋町一〇一三  | 吉田喜八郎         |
| 同 | 23 | 同 | 同               | 同八四五       | 板谷徳次郎         |
| 同 | 24 | 同 | 米糠、麥糠<br>麥、マイロ糠 | 同大篠津村      | 鳥取糧産株式会社大篠津工場 |
| 同 | 25 | 同 | 同               | 同境町        | 黒田一龍          |
| 同 | 26 | 同 | 同               | 米子市立町四丁目   | 渡邊禮一          |
| 同 | 27 | 同 | 同               | 同          | 食糧配給公園鳥取精米所   |
| 同 | 28 | 同 | 同               | 同          | 浦富配給所         |
| 同 | 29 | 同 | 同               | 同          | 若櫻同           |
| 同 | 30 | 同 | 同               | 同          | 八東同           |
| 同 | 31 | 同 | 同               | 同          | 菅頭同           |
| 同 | 32 | 同 | 同               | 同          | 同用瀬町三四七       |

00804

鳥取縣公報

第千九百三十八號

昭和二十三年八月二十七日

(第三種郵便物認可)

一三

80200

同  
 同  
 同 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31

同國中村米岡 氣高郡正條村勝見 同鹿野町鹿野 同青谷町青谷 東伯郡泊村泊 同松崎村 同上井町上井 同長瀬村久留 同三朝村三朝 同倉吉町新町 同由良町由良宿 同八橋町德万大久保田 同赤碕町一五〇四三 西伯郡逢坂村下市 同御來屋町八四五 同淀江町淀江 米子市万能町七二 同道笑町一丁目  
 河原同 浜村同 鹿野同 青谷同 泊同 松崎同 上井同 長瀬同 三朝同 倉吉同 由良同 八橋同 赤碕同 逢坂同 御來屋同 淀江同 米子市万能町精米所 同道笑町配給所

00805

80200

同  
 同  
 同 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48

西伯郡大篠津村 同上道村 日野郡溝口町溝口 同八郷村貞野 同江尾町 同二部村 同根雨町根雨 同黒坂町黒坂 同石見村石見 鳥取市吉方四区四〇八 同新鑄物師町 同若櫻町 同立川町四丁目 同一丁目 岩美郡大岩村大谷 同岩本 八頭郡若櫻町 同  
 大篠津配給所 境同 溝口同 八郷同 江尾同 二部同 根雨同 黒坂同 石見同 鳥取鉄道物産部精米所 谷口圭三 井田 実 浜崎金治 前田靜夫 中野醇三 岩田八十三 君野 正 君野秀三

鳥取縣公報

第千九百三十八號

昭和二十三年八月二十七日

(第三種郵便物認可)

一三











00814

同 同 217 同 米穂、麥穂 東伯郡八橋町八橋  
同 同 223 同 米穂、麥穂 八頭郡津村見規中 小綿寅雄

鳥取縣告示第四百九號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市西町

米子市長 野 坂 寛 治

一、建築物の位置 米子市明治町四七番地

一、同 用途 引揚者宿泊所

一、同 構造 木造 枋葺 平家建 二棟

一、同 規模 建築面積 四二、九三平方米

突出する部分四二、九三同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。  
一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

鳥取縣告示第四百十號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市角盤町三丁目一七五番地

富 田 賢 治

00815

一、建築物の位置 米子市角盤町三丁目一七五番地

一、同 用途 自轉車修理作業場

一、同 構造 木造 枋葺 平家建

一、同 規模 建築面積 一一、三八平方米

突出する部分一一、三八同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

鳥取縣告示第四百十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取縣西伯郡巖村大字二本木

四一〇妹川求方

原 仙 太 郎

一、建築物の位置 米子市道笑町二丁目七〇及び七一番地

一、同用 途 住宅兼事務所

一、同構 造 木造 瓦葺 平家建

一、同規 模 建築面積 四八、三三平方米

突出する部分四八、三三同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

届出ること。

01200

條項を増減若しくは変更することがある。  
一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第四百十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年八月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の住所氏名 米子市尾高町一一九

太平土建株式会社米子支店長

石 原 薫

一、建築物の位置 米子市角盤町三丁目二四番地

一、同 用途 自動車仮置場

一、同 構造 木造 平家建

一、同 規模 建築面積 二六、五平方米

突出する部分 八、六同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

ること。

一、前号の事業実施の場合は、事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふ。

正 誤

昭和二十三年八月十日付第九百三十三号発行の縣公報登載鳥取縣告示第三百六十七号四行目「所轄保健所を経由し申告するものとする」を「所轄保健所を経由し申告するものとする」に正誤する。

昭和二十三年八月二十七日印刷  
昭和二十三年八月二十七日発行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

發行所 鳥取市東町 鳥取縣公所  
印刷所 鳥取市東町 鳥取縣公所